

お知らせコーナー

介護保険料の納付済額のお知らせについて

平成31年1月から令和元年12月末までに納められた介護保険料について、「納付済額のお知らせ」を1月27日(金)に送付する予定です。

なお、こちらのお知らせは、事前に送付のご希望があった方に送付しておりますが、新たに送付を希望される方は、介護保険担当までご連絡ください。

問合せ 保健福祉課(介護保険)2階29番
☎06-4399-9859 FAX06-6629-4580

個人市・府民税の事前申告受付会場を開設します

令和2年度分の個人市・府民税の申告受付会場については、2月17日(金)から区役所等に開設しますが、受付開始日から1週間程度は、例年窓口が大変混み合いますので、事前申告受付会場を、次のとおり開設します。ぜひご利用ください。

【事前申告受付会場】 あべの市税事務所
【事前申告受付日時】 2月10日(金)・12日(土) 9:00~17:30
※所得税の申告に関する受付は行っておりません。所得税の申告に関するお問合せは、東住吉税務署へお願いします。

問合せ あべの市税事務所
市民税等グループ(個人市民税担当)
☎06-4396-2953 FAX06-4396-2905

税理士による確定申告無料相談会

令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の作成相談について、税理士が親切・丁寧にお答えいたします。

日時 2月5日(水)・6日(木)・7日(金)・12日(水)・13日(木)
9:45~16:15(12:00~13:00を除く)
※受付は15:45まで(混雑状況により、早めに受付を終了する場合があります)

場所 平野区画整理記念会館(中野2-7-16)
対象 ①前年分の所得金額が300万円以下の方(消費税課税事業者の場合は、課税売上高が3,000万円以下であること)
②給与所得者や年金受給者など
※確定申告書等の提出は受付けておりませんので、ご自身で税務署に提出していただきます。
※相続税や贈与税、土地・株式等の譲渡及び相談時間が30分を超えるような事案が複雑な方についての相談は行っていません。

主催・問合せ 近畿税理士会 東住吉支部
☎06-6703-1800

区内都市景観資源の紹介コーナー

平成30年3月23日に26件を「都市景観資源」に登録しました。詳しくはHPをご覧ください。▶



今川と今川緑道 (いまがわといまがわりよくどう)

所在地: 杭全1丁目~湯里6丁目

今川は、平野区喜連西町と東住吉区湯里町との境界線と、長居公園通の交差点に、現在の今川の水源である人工の吐水口があり、平野下水処理場で高度処理された水が注ぎ込まれている。昭和の中頃までは、沿岸には田園地帯が多く、フナ、ナマズ、トンボ、シラサギなどが生息していたが、沿川の都市化に伴い固有水源を失い、降雨時以外は水枯れをおこすなど、河川環境が悪化していた。しかし、下水処理水が水源とされてからは、魚類が戻るなど、良好な河川環境が形成されている。

今川緑道は、平等橋を北上し、南港通と交差する川原橋までの250m程の間は、桜並木とユキヤナギが美しいところである。国道25号線との交差点前にある水門までの北側の緑道(2.1km)とは、南港通で分断されて、並木の様子も異なっている。北側の堤では、戦前は漆並木が有名であったが、南側の堤は松並木であった。この堤は冬には大阪湾の風が定期的に東向きに吹いていたので、松並木を背にして、東向きに多くの子供達が凧揚げに夢中になった場所である。南港通りの北側緑道は南側よりも9倍も長い桜並木で、戦前は漆並木で有名な「漆堤」の名称があった。面積約21,000㎡、昭和58(1983)年3月開園

問合せ 区民企画課 5階54番 ☎06-4399-9734

今月で区内都市景観資源の紹介は最終となります。7面に掲載している都市景観ウォークに、ぜひご参加ください!

固定資産税の申告書等について

該当する資産をお持ちの方に関して、土地・家屋の場合は資産が所在する区を担当する市税事務所に、償却資産の場合は船場法人市税事務所に申告書等を提出してください。

申告書等名称	対象資産	提出期限	提出先
償却資産申告書	事業用機械・器具等の償却資産	1月31日(金)	船場法人市税事務所 固定資産税グループ ※eLTAX(エルタックス)も利用できます。 資産のある区を担当する市税事務所固定資産税グループ
住宅用地に関する申告書又は住宅用地に関する異動申告書	平成31年、令和元年中に住宅の新築・増改築・取壊しや用途変更があった土地		
現所有者に関する申告書	1月1日までに死亡した方が所有者として登記(登録)されている土地や家屋		
非課税適用(取消)申告書	公共のために利用されている一定の私道など非課税に該当する固定資産	非課税適用(取消)の事実発生の日から10日以内	
土地分割評価届出書	利用状況により2つ以上に明確に区分できる1筆の土地	随時	

問合せ 固定資産税(償却資産)については、
船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ ☎06-4705-2941 FAX06-4705-2905
固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について、
あべの市税事務所 固定資産税グループ ☎06-4396-2957(土地)、2958(家屋) FAX06-4396-2905

東住吉税務署からのお知らせ

申告書作成会場の開設期間は、2月17日(金)から3月16日(金)までです(土・日・祝を除く)。
※2月14日(金)以前は開設しておりません。相談受付時間は、16:00までです。
※混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。
※車での来場はご遠慮ください。

●所得税の申告はスマートフォンで!

「国税庁ホームページ」では、確定申告書の作成、e-Taxによる送信(提出)ができます。
※令和元年分の所得税の確定申告書作成コーナーでは、2か所以上の給与がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方などスマホ専用画面をご利用いただける範囲が広がります。
※ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信すれば申告完了!申告書の控えは、PDF方式でスマホに保存できます。
※IDとパスワードは、税務署の窓口で発行しています。運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、税務署にお越しください。

問合せ 東住吉税務署
☎06-6702-0001(代表)
(問合せ可能日、可能時間(平日8:30から17:00(祝日を除く)))



法人市民税の減額・免除制度から課税免除制度への変更について

令和元年10月に大阪州市税条例の一部の改正を行い、法人市民税に関して収益事業を行わない公益法人等に対する減額・免除制度を廃止し、納税義務のない課税免除制度を創設しました。

この改正により、課税免除の対象となる法人(これまでの減額・免除の対象となる法人と同一です。)は、令和元年度分(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間分)以後の法人市民税申告書と減免申請書の提出が不要になりました。

問合せ 船場法人市税事務所 法人市民税グループ
☎06-4705-2933 FAX06-4705-2905

第54回「大阪市市民表彰」表彰式が開催されました

公益の増進、産業の振興、学術、文化の向上発展など多大な貢献をされた方々を広く表彰する大阪市市民表彰式が令和元年11月25日(月)、ザ・ガーデンオリエンタル大阪(もと大阪市公館)で行われ、区政功労において東住吉区在住の前田光子様が受賞されました。
ご功績をたたえ、栄えある受賞を心からお祝い申し上げます。



問合せ 区民企画課5階54番 ☎06-4399-9734

第11回

大阪市あきないグランプリ表彰式

令和元年11月22日(金)大阪産業創造館において「第11回大阪市あきないグランプリ表彰式」が開催され、東住吉区からは針中野駅前通り商店会の店舗「デリカ天寅」さん(左から2人目)が優秀賞を受賞されました!おめでとうございます。



問合せ 区民企画課5階54番 ☎06-4399-9970